

浜松市応急入院指定病院指定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条の7第1項の規定に基づき、応急入院指定病院の指定に関し必要な事項を定める。

(指定基準)

第2条 法第33条の7第1項の規定に基づく応急入院指定病院の指定基準は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準」（昭和63年4月8日厚生省告示第127号）によるものとする。

(申請)

第3条 病院の開設者は、応急入院指定病院の指定を受けようとするときは応急入院指定病院指定申請書（第1号様式）を、特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定を受けようとするときは特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定申請書（第1号様式の2）に特定医師実務経験証明書（第2号様式）を添えて、市長に提出するものとする。

(指定)

第4条 市長は、前条の申請の内容を審査し、第2条の指定基準に適合すると認めるときは、応急入院指定病院又は特例措置を採ることができる応急入院指定病院として指定することができる。

2 市長は、応急入院指定病院又は特例措置を採ることができる応急入院指定病院として指定したときは、当該申請を行った病院の開設者に、応急入院指定病院指定書（第3号様式）（以下「指定書」という。）又は特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定書（第3号様式の2）（以下「特例措置指定書」という。）を交付するものとする。

3 市長は、応急入院指定病院又は特例措置を採ることができる応急入院指定病院としての指定が適当でないと認めたときは、その旨を当該申請を行った病院の開設者に通知するものとする。

(指定期間)

第5条 指定期間は、原則として指定の日から3年以内とする。

(指定の更新)

第6条 指定書又は特例措置指定書の交付を受けた病院（以下「指定病院」という。）の開設者は、指定期間満了後、継続して指定を受けようとするときは、指定期間満了日の属する月の前月である2月の末日までに、第3条の手続きに準じて申請するものとする。

(指定の辞退)

第7条 指定病院の開設者は、指定を辞退しようとするときは、30日以上予告期間を設けて、応急入院指定病院辞退届（第4号様式）又は特例措置を採ることができる応急

入院指定病院であるときは、特例措置を採ることができる応急入院指定病院辞退届（第4号様式の2）を市長に提出するものとする。

（指定の取消）

第8条 市長は、指定病院が基準に適合しなくなると認めるときは、指定病院の指定を取り消すことができる。この場合、指定病院の開設者に対し、応急入院指定病院指定取消書（第5号様式）を交付するものとする。

（指定申請事項の変更）

第9条 指定病院の開設者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更が生じた日から10日以内に応急入院指定病院指定申請事項の変更届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 病院の名称又は所在地に変更があったとき
- (2) 病院の開設者又は管理者に変更があったとき
- (3) 精神病床数に変更があったとき
- (4) 常勤の精神保健指定医に変更があったとき
- (5) 特定医師に変更があったとき
- (6) 医療法第21条第1項第1号に規定される人員配置基準を満たさなくなったとき

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 前項に規定する施行日前に指定を受けている応急入院指定病院（特例措置を採ることができる応急入院指定病院を含む。）が、指定期間の満了後に継続して指定を受けようとするときは、改正前の要領第6条の規定にかかわらず、改正後の要領の第6条を適用するものとする。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。